



〈ご留意事項〉

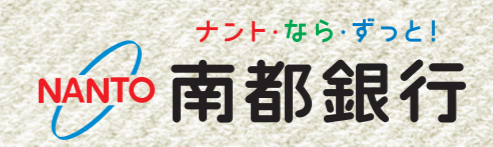
本資料は2022年4月1日現在の法令・税制に基づき作成しています。
実際の法務・税務の取扱い等については、弁護士・税理士にご相談ください。

■ 商品・サービスに関するお問い合わせ

〈ナント〉ダイレクトセンター  **0120-710-393** (ナント) サンキューサービス

受付時間 **9:00~17:00(銀行営業日)**

遺言 代用 信託





もしもの時に、亡くなられた方の預金をご家族の方でもすぐには引き出せなくなることをご存知でしょうか。

一般的に、被相続人の銀行預金は、一部の相続人の方だけでは自由に入出金ができなくなります。

※被相続人:財産を遺して亡くなった方 / 相続人:被相続人の死亡により、その財産を承継する方



もしもの時に備えて、すぐに受け取れる資金や計画的に受け取れる資金を、ご準備しませんか。

〈ナント〉安心とどける信託 **家族円満** がお役に立ちます!

2019年7月の民法改正により、遺産分割前の預貯金の仮払い制度が創設されました。仮払い制度については、窓口等でお問い合わせください。

〈ナント〉の「家族円満」なら、もしもの時も面倒な相続手続きなしで、ご家族が必要なお金を受け取ることができます。

〈ナント〉安心とどける信託「家族円満」は、あらかじめ受取人をご指定いただくことで、もしもの時も、必要な書類等をご用意いただければ、面倒な相続手続きなしに必要なお金を受け取ることができます。また元本保証なので、大切な資産を安心してお預けいただけます。

〈ナント〉安心とどける信託 **家族円満** で
お受け取りの手続きに必要な書類等

お申込人	1 住民票除票、除籍謄本、死亡診断書等	+	お受取人	2 公的本人確認書類	3 マイナンバー
------	---------------------	---	------	------------	----------

最少3点をご用意いただければ、お手続きができます。

※当行へのご連絡後、当行からの通知に対する回答書をご返送いただければ、お受け取りできます。
※書類はすべて原本をご用意ください。コピーではお受け取りいただけません。

もしもの時に、遺されたご家族が困らないよう〈ナント〉がお手伝いをします。

〈ナント〉安心とどける信託「家族円満」は

簡単
迅速

安心
継続

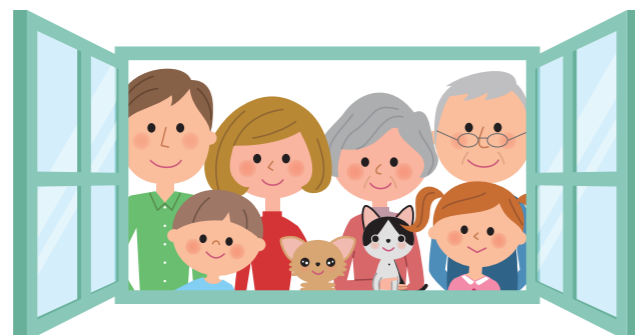
備え
万全

しかも 元本保証で安心、元本部分は預金保険の対象です。



もしもの時の備えは〈ナント〉安心とどける信託 **家族円満** で。

3つのプランで、 大切なご家族の未来を、 しっかりサポート



簡単・迅速

プラン①

一時金受取型

もしもの時に、まとまった資金をすぐにお受け取りいただけます。
【例えば…葬儀費用として】

安心・継続

プラン②

定時定額金受取型

もしもの時に、ご家族が一定の金額を計画的にお受け取りいただけます。
【例えば…遺されたご家族の生活資金として】

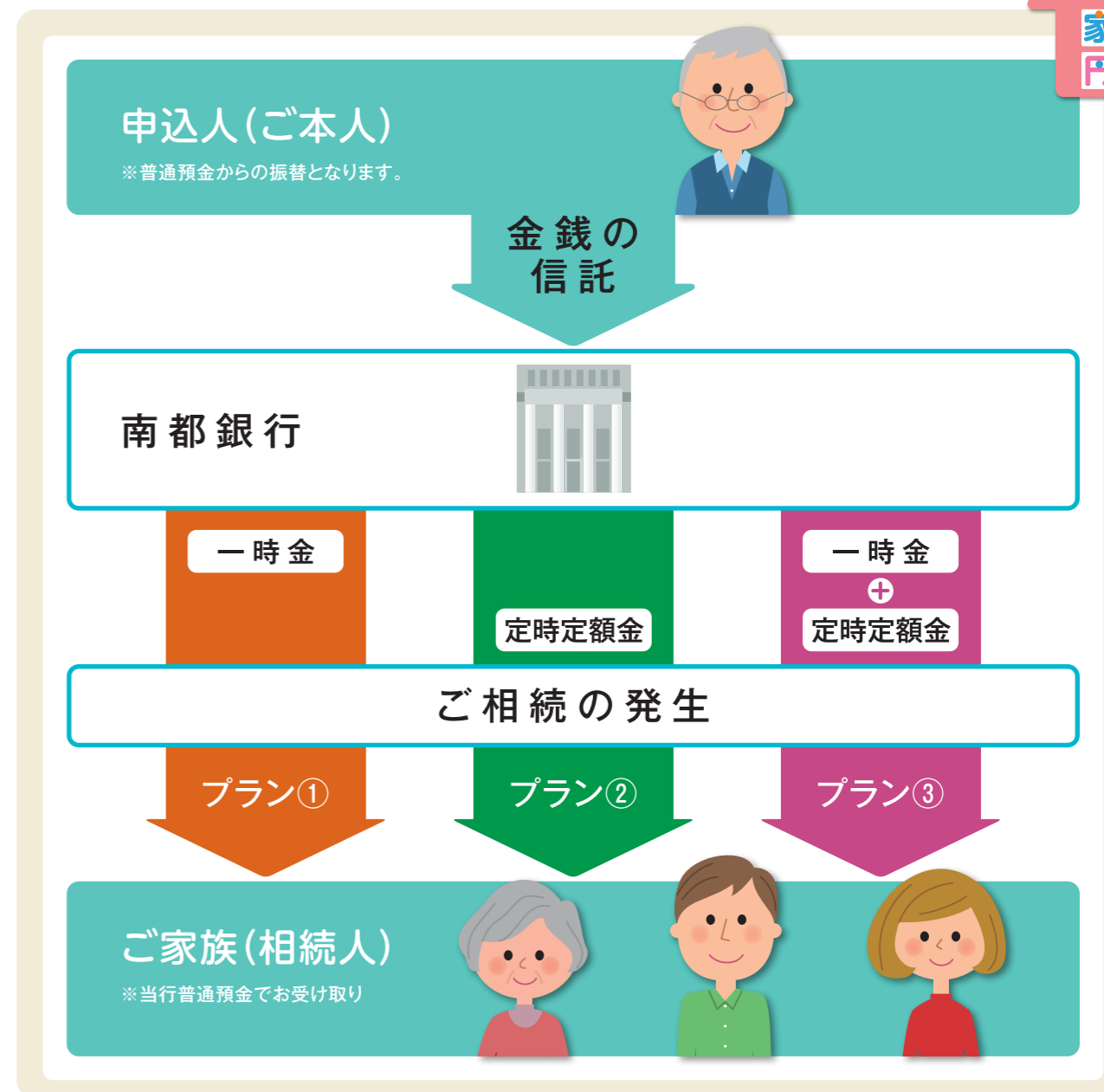
備え・万全

プラン③

一時金 + 定時定額金受取型

もしもの時に、ご家族が一時金と定時定額金をお受け取りいただけます。
【例えば…葬儀費用と遺されたご家族の生活資金として】

◆〈ナント〉安心とどける信託「家族円満」のしくみ



◆〈ナント〉安心とどける信託「家族円満」の概要

信託金額	100万円以上3,000万円以下(1万円単位) ※なお、お客さまにご相続が発生した際に、受取人が受け取る金額により、他の相続人の法的権利である「遺留分」を侵害する可能性がある場合には、信託金額をご相談させていただきます。
信託期間	5年以上30年以内(1年単位) ※ご契約後の信託期間の変更はできません。
プランの選択	プラン①、②、③の中から1つをお選びいただきます。※お一人さま1プランとなります。
お申込時の必要書類	公的本人確認書類、当行普通預金通帳、お取引印

もしもの時にご自身の財産を寄附したい方には、「寄附コース」をご用意しています。
(寄附コースについてはP7・8へ)

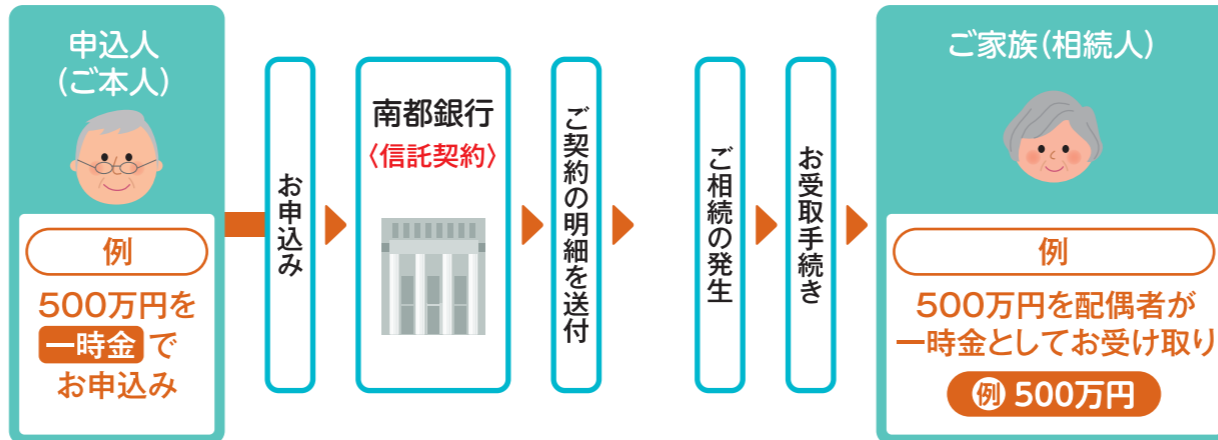


簡単
迅速

プラン①

一時金受取型

もしもの時に、ご家族がすぐに一時金をお受け取りいただけます。葬儀費用等のご資金を遺すことができます。



受取人
一時金を遺したい方をご指定(1名)
●受取人はお客さまの推定相続人の中からご指定ください。
●受取人の氏名、住所、電話番号、生年月日のほか、当行普通預金口座番号が必要です。

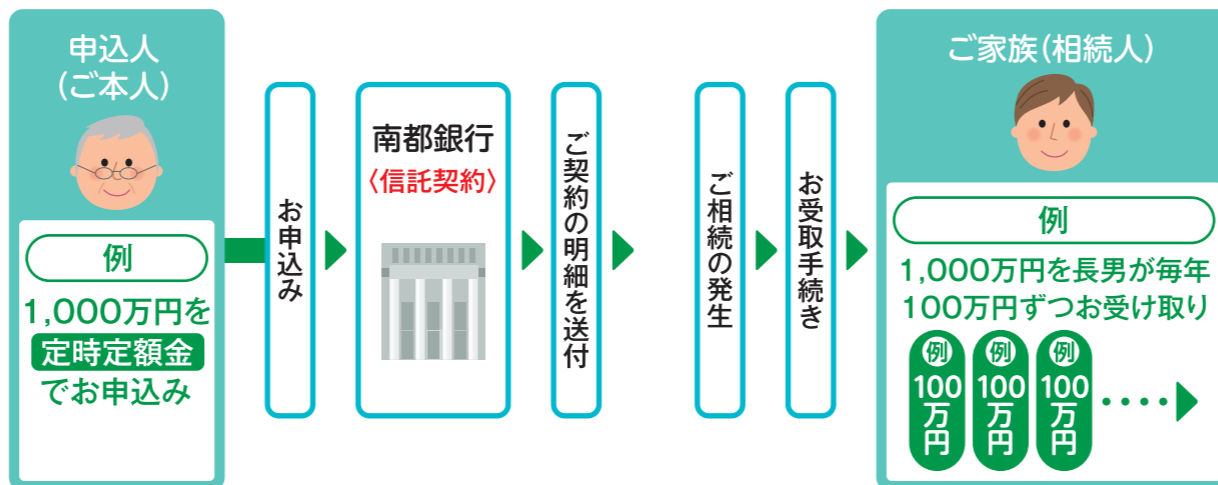
〈ナント〉安心 その1
面倒な相続手続きをしなくても、葬儀費用等を受け取ることができるので、とても安心です。

安心
継続

プラン②

定時定額金受取型

もしもの時に、ご家族が一定の金額を計画的にお受け取りいただけます。ご家族にその後の生活資金を遺すことができます。



受取人
定時定額金を遺したい方をご指定(5名まで)
●受取人はお客さまの推定相続人の中からご指定ください。
●受取人の氏名、住所、電話番号、生年月日のほか、当行普通預金口座番号が必要です。
●受取割合は1%単位でご指定できます。

受取サイクル
相続発生後、年に1回、2回、4回、6回の受取サイクルからご選択。

受取日
15日または末日のいずれかをご選択。

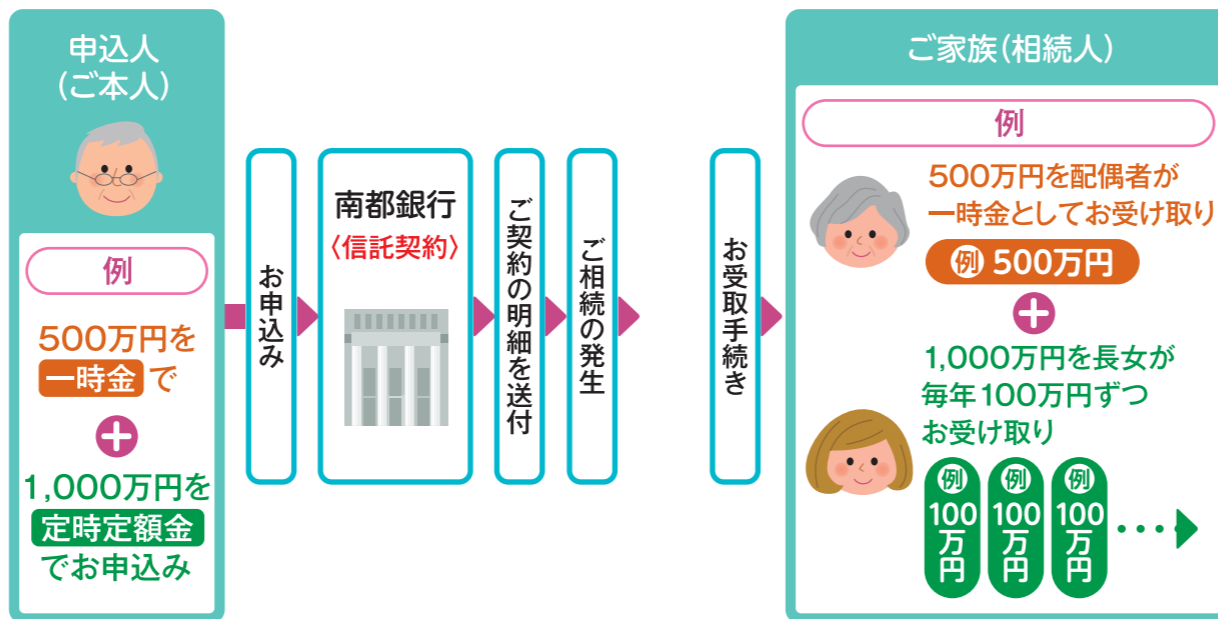
〈ナント〉安心 その2
ご家族が定期的に生活資金を受け取ることができるので、安心が長く続きます。

備え
万全

プラン③

一時金 + 定時定額金受取型

もしもの時に、ご家族が一時金と定時定額金をお受け取りいただけます。ご家族に、葬儀費用等のご資金と、その後の生活資金を遺すことができます。



受取人
一時金を遺したい方(1名)と定時定額金を遺したい方(5名まで)をご指定
●受取人はお客さまの推定相続人の中からご指定ください。
●同じ方を、一時金と定時定額金両方の受取人としてご指定できます。
●受取人の氏名、住所、電話番号、生年月日のほか、当行普通預金口座番号が必要です。
●受取割合は1%単位でご指定できます。

定時定額金受取型の場合

受取サイクル
相続発生後、年に1回、2回、4回、6回の受取サイクルからご選択。

受取日
15日または末日のいずれかをご選択。

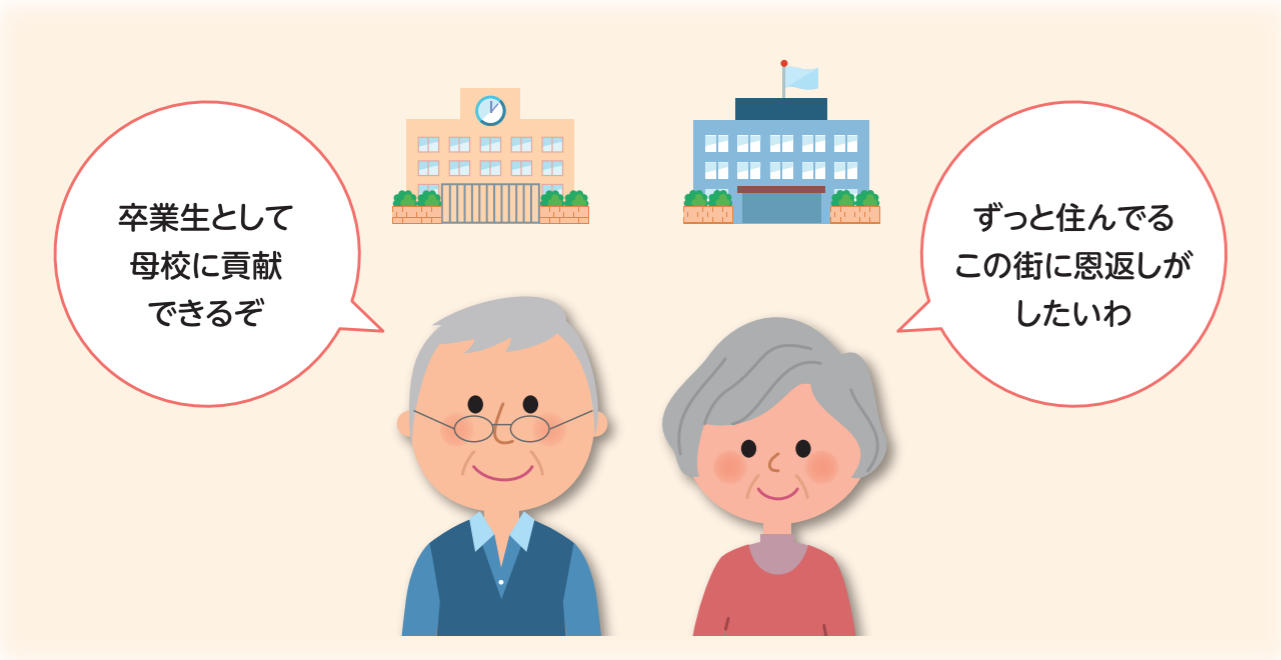
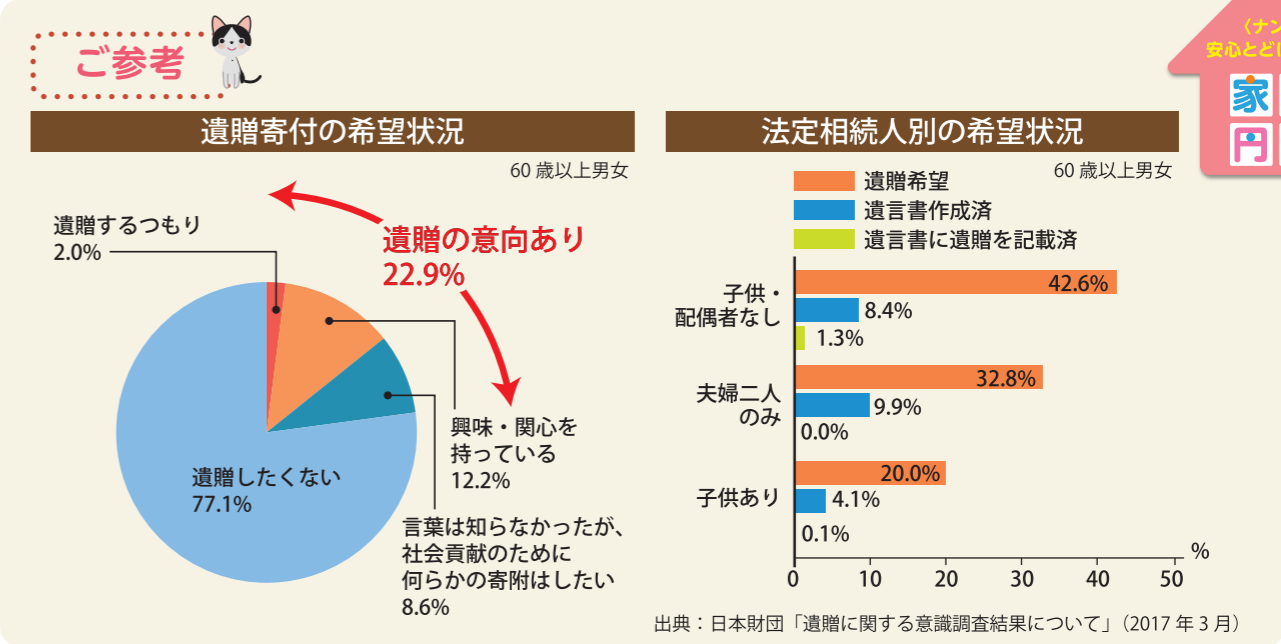
〈ナント〉安心 その3
一時金と定時定額金を組み合わせることで、ご家族のその後の生活に万全の備えができて安心です。



2021年
1月
取扱開始

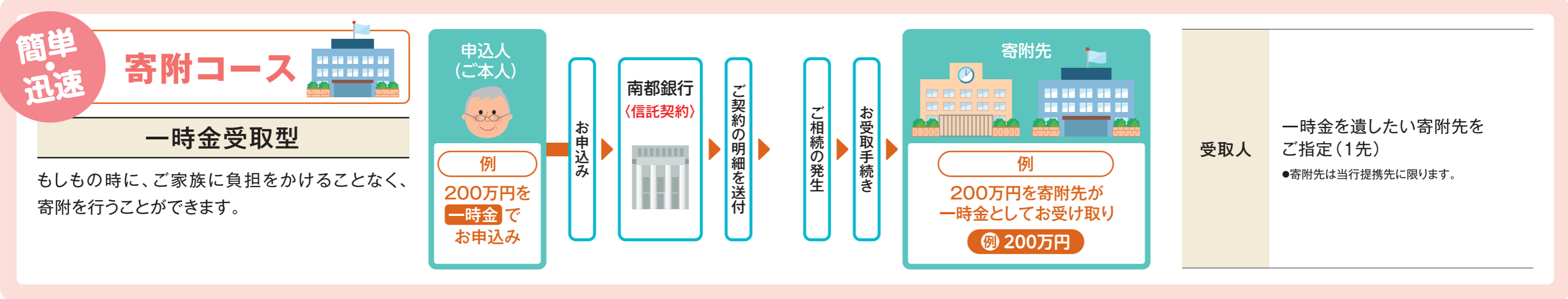
〈ナント〉安心とどける信託 **家族円満** 寄附コース

- もしもの時、ご自身の財産の一部または全部を、地方公共団体、学校法人、公益法人等に寄附する場合、一般的には遺言の作成が必要です。
- 寄附コースでは、遺言を作成しなくても、より簡便な手続きで寄附を実現することができます。

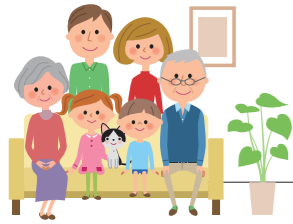


◆寄附コースの概要

信託金額	100万円以上300万円以下(1万円単位) ※なお、お客さまにご相続が発生した際に、受取人が受け取る金額により、他の相続人の法的権利である「遺留分」を侵害する可能性がある場合には、信託金額をご相談させていただきます。
信託期間	5年以上30年以内(1年単位) ※ご契約後の信託期間の変更はできません。
寄附先	当行提携先に限ります。 ※詳細は窓口でご確認ください。
死亡通知人	申込人の推定相続人
プランの選択	一時金受取型のみ
お申込時の必要書類	公的本人確認書類、当行普通預金通帳、お取引印

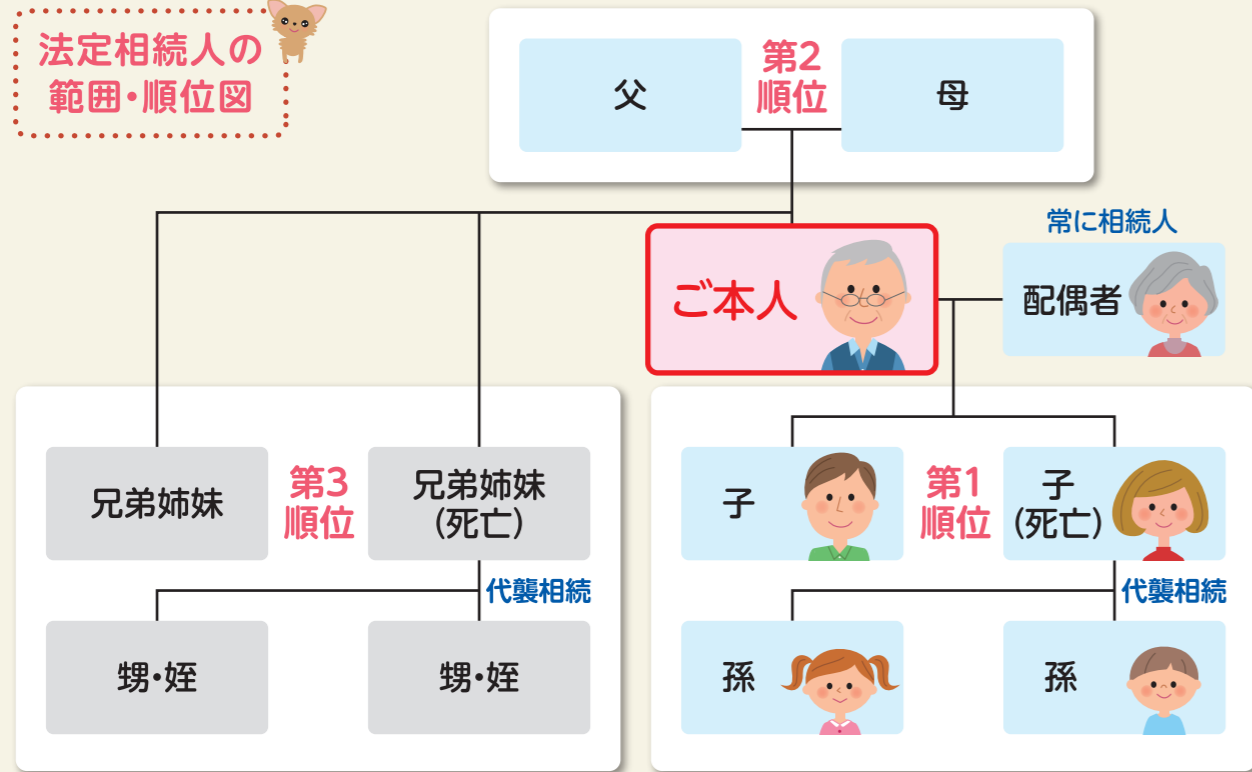


法定相続人と法定相続分について



民法では、相続人と相続分について、以下のように定めています。
法定相続割合で遺産を分割する場合であっても、相続人全員の協議によって、「誰に何をどのように配分するのか」を具体的に決める必要があります。

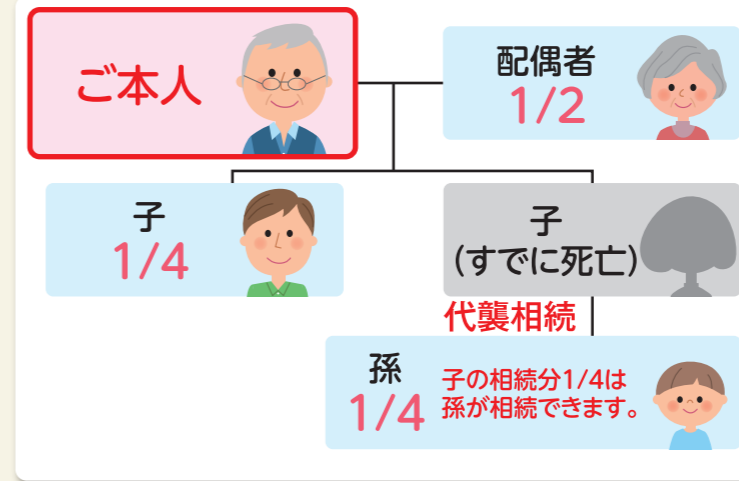
法定相続人の範囲・順位図



相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子	配偶者 1/2 子 1/2	配偶者 1/4 子 1/4
配偶者と父母	配偶者 2/3 父母 1/3	配偶者 1/3 父母 1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2 兄弟姉妹 なし
配偶者のみ	全て	1/2
子のみ	全て	1/2
父母のみ	全て	1/3
兄弟姉妹のみ	全て	なし

※子・直系尊属・兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、相続分を人数で均等に分割します。

代襲相続人



被相続人の子・兄弟姉妹が相続開始以前に死亡している場合には、被相続人の子の子(=被相続人の孫)、被相続人の兄弟姉妹の子(=被相続人の甥・姪)が相続人となります。この孫・甥・姪を代襲相続人といいます。代襲相続人の法定相続分は、相続人である親の法定相続分を代襲相続人の人数で割ったものです。

遺留分制度

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が一定の割合で最低限相続できる財産のことをいいます。生前贈与や遺言でこの遺留分が侵害されてもその贈与や遺言は無効になりませんが、侵害された相続人は、侵害した相続人等に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。遺留分は、配偶者・子・直系尊属にのみ認められており、兄弟姉妹にはありません。

寄与分制度

被相続人の事業への労務提供や介護等、被相続人の財産の維持や増加に特別に寄与した相続人は、寄与相当分を遺産より取得することができる制度です。相続人以外には認められていません。

特別の寄与

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の請求ができます。

特別受益分

被相続人から、婚姻・養子縁組のため、もしくは生計の資本としての生前贈与等、特別な利益を受けた相続人がある場合は、相続人の中で公平を図るため、その利益分を相続財産に加えて遺産分割を行う制度です。



Q & A

◆お申込時

Q1 遺言代用信託とはどのような商品ですか。

A1 お客さまから信託されたご資金を、相続発生時に、簡便な手続きで、あらかじめ指定された受取人に、あらかじめ指定された方法で、お支払いする金銭信託の商品です。

Q2 元本補てん付合同運用指定金銭信託とは何ですか。

A2 お客さまから信託された金銭を、他のお客さまから信託された金銭と合同で、当行の銀行勘定を中心に効率的に運用します。本商品は元本保証であり、元本部分は預金保険の対象となります。

Q3 予定配当率とは何ですか。

A3 本商品のお申込時点で予定されている利率のことであり、確定利率ではありません。金融情勢等に応じて変化します。現在の予定配当率については窓口でご確認ください。

Q4 申込時の留意事項はありますか。

A4 お申込金額は、100万円以上3,000万円以内（寄附コースの場合は、100万円以上300万円以内）で、遺留分に配慮した金額としてください。別途当行が定める基準により、ご希望金額でのお申込みができない場合があります。なお、信託設定時にお申込金額の1.1%（税込）の信託報酬が必要です。

Q5 申込みは誰でもできますか。

A5 申込人は、日本国籍かつ日本国内に住所を有し、お申込時に18歳以上で行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要としない方となります。なお、お申込みは、お一人さま1契約となります。

Q6 受取人を複数名指定することはできますか。

A6 一時金受取人は1名、定時定額金受取人は5名までご指定いただけます。寄附コースの場合、寄附先を複数指定いただくことはできません。

Q7 受取人は誰でも指定できますか。

A7 受取人は推定相続人の中からお指定ください。推定相続人であれば、お孫さまや甥姪、未成年者のご指定も可能です。なお、推定相続人の範囲はご親族の構成によって異なります。
また、お申込時に受取人の氏名、住所、電話番号、生年月日、当行普通預金口座番号が必要となりますので、事前にご確認をお願いします。なお、受取人が当行の営業地域にお住まいでないときは、お申込みできない場合があります。
寄附コースの場合、寄附先は当行提携先の中からお指定ください。当行提携先については、窓口でご確認ください。

Q8 通帳・証書は発行されますか。

A8 通帳・証書は発行されません。ご契約後に、「ご契約の明細」を申込人および受取人にお送りいたしますので、大切に保管してください。

◆契約期間中

Q9 追加入金はできますか。

A9 可能です。なお、追加入金についても、追加金額の1.1%（税込）の信託報酬が必要です。ただし、寄附コースの場合は追加入金できません。

Q10 契約後に変更できる事項は何ですか。

A10 受取人の追加・変更・取消、受取割合の変更が可能です。なお、プランおよび信託期間の変更はできません。
ただし、寄附コースの場合、受取人の追加・変更・取消はできません。

Q11 中途解約はできますか。

A11 当行がやむを得ないと認めた場合は、本商品の全部または一部を解約することができます。

Q12 受取人が先に死亡した場合、手続きは必要ですか。

A12 受取人の変更手続きが必要です。お取引店に速やかにご連絡ください。

Q&A

◆相続発生時

Q13 相続発生時の手続きはどのようなものがありますか。

A13

相続人が以下の書類をお取引店にご持参のうえ、お手続きをお願いいたします。

- 申込人の住民票除票(原本)、除籍謄本(原本)または死亡診断書(原本)等
- 相続人の公的本人確認書類、マイナンバー

申込人の死亡を確認後、指定された受取人全員に対して、「受益権に関するご通知」をお送りいたしますので、「回答書」のご返送をお願いします。
「回答書」にて、受益権の承諾の有無や受取方法等をご指定いただきます。

Q14 手続きから資金の受取までに何日くらいかかりますか。

A14

一時金については、当行が「回答書」を受領した営業日を起算日として、3営業日目までに指定口座へお振込みいたします。定時定額金については、当行が「回答書」を受領した営業日が属する月の翌月以降のご指定日(15日または末日)に、指定口座に初回のお振込みをいたします。

※なお、「回答書」の記入内容等が不十分な場合は、指定口座へのお振込みが遅れる場合があります。

◆第二受益者の受益中

Q15 定時定額金の受取サイクルは変更できますか。

A15

可能です。お取引店でのお手続きをお願いします。

◆その他

Q16 相続人が受け取る資金は、相続税の対象になりますか。

A16

相続税の課税対象となります。
なお、税務上のお取扱いの詳細については、税理士や所轄税務署にご確認ください。

Q17 (寄附コース)死亡通知人とは何ですか。

A17

お客さまに相続が発生した際、当行に通知を行う人のことです。原則、お客さまの推定相続人からご指定いただきます。

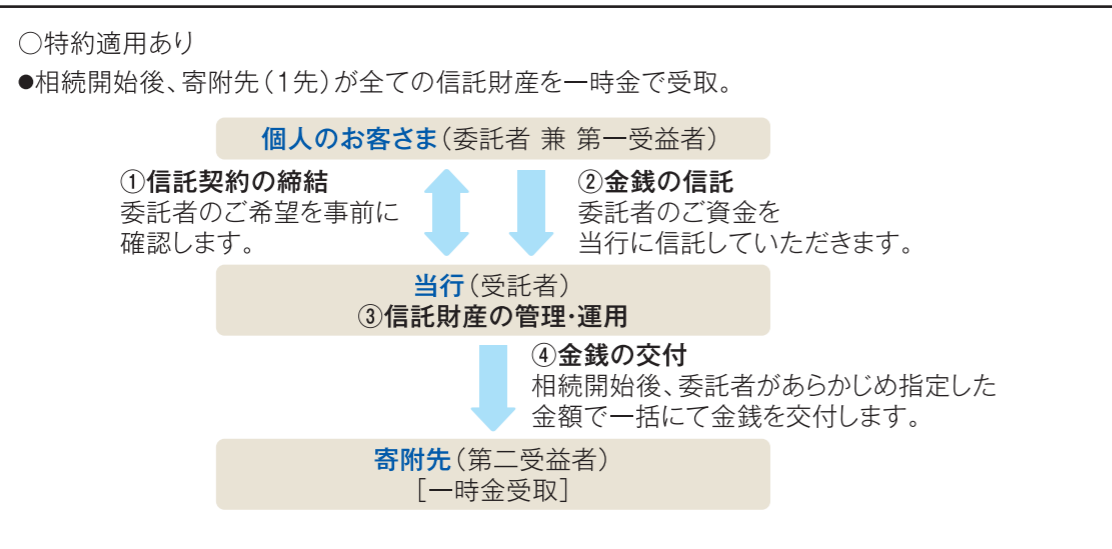
Q18 (寄附コース)既に遺言代用信託を契約していますが、新たに寄附コースの申込みをすることはできますか。

A18

可能です。お取引店でのお手続きをお願いします。

商品概要説明書

1 商品名 (信託の種類)	<ul style="list-style-type: none"> ●〈ナント〉安心とどける信託「家族円満」 (遺言代用信託/元本補てん付合同運用指定金銭信託) ※「寄附コース」の場合、特別約定(以下、特約)が適用されます。
2 ご利用可能な方 (委託者)	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上の個人のお客さま(「非居住者」を除く)
3 信託の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●個人のお客さま(以下、「委託者」といいます)が株式会社南都銀行(以下、「当行」といいます)に別途提出する「〈ナント〉安心とどける信託「家族円満」申込書(兼口座振替依頼書)」(以下、「申込書」といいます)記載の金銭(以下、「当初信託金」といいます)を申込書にて指定の受益者のために利殖すること。 ○特約適用なし ●申込書記載の金額・割合にて信託財産に属する金銭を受益者に取得させ、申込書にて指定の方法により交付すること。 ○特約適用あり ●信託財産に属する金銭を申込書にて指定する受益者に寄附すること。
4 商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●信託契約時に申込書において受益者に対する信託財産に係る金銭の支払方法等を指定することができます。ただし、当行が認める場合に限りです。
5 商品の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ●本商品は、長期の財産管理や円滑な財産移転を行う目的で、委託者が信託した財産を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、相続開始後に委託者のご指定どおりに一時金として、または定時定額金としてお支払する商品であり、仕組みは次のとおりです。 ○特約適用なし ●本商品では、次の3つのプランからいずれかを選択いただけます。 ①一時金受取型 相続開始後、受取人(推定相続人1名)が全ての信託財産を一時金で受取。 ②定時定額金受取型 相続開始後、受取人(推定相続人5名まで)があらかじめ指定された受取割合の信託財産を定時定額金で受取。 ③一時金+定時定額金受取型 相続開始後、信託財産より一時金控除後の金額を、定時定額金で受取。* ※同じ方を一時金と定時定額金両方の受取人としてご指定できます。 <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[個人のお客さま(委託者 兼 第一受益者)] --> B1[①信託契約の締結 委託者のご希望を事前に 確認します。] A --> B2[②金銭の信託 委託者のご資金を 当行に信託していただきます。] B1 --> C[当行(受託者) ③信託財産の管理・運用] B2 --> C C --> D1[④金銭の交付 相続開始後、委託者があらかじめ指定 した金額・方法等で金銭を交付します。] D1 --> E1[ご家族等(第二受益者) [一時金受取]] D1 --> E2[ご家族等(第二受益者) [定時定額金受取]] </pre> </div>



6 入金の方法・受託金額

- 当行の本支店にてお申し込みいただき、契約により信託を設定します。なお、お一人さま(1委託者)につき、ご家族等を第二受益者とするもの(特約なし)と寄附先を第二受益者とするもの(特約あり)、それぞれ1契約ずつお申し込みいただくことが可能です。
- 信託設定時には、当行普通預金口座より当初信託金相当額(信託報酬を含みます)の金銭を振替いたします(あらかじめ、当行普通預金口座へ当初信託金相当額のご入金をお願いします)。なお、小切手その他の証券類をもって信託することはできません。

○特約適用なし

- 当初信託金は100万円以上1万円単位とします。ただし、3,000万円を受託金額の上限とし、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とします(追加信託の場合も同様です)。^{*}
- ※遺留分を侵害する可能性がある場合等には、受託金額等についてご相談をさせていただきます。
- 委託者は、当行の承諾を得てこの信託に金銭を追加することができます(以下、当初信託金および追加信託金を総称し「信託金」といいます)。ただし、当行が別途定める基準に従い算出した金額を最高受託金額とします。なお、第二受益者は信託金の追加をすることはできません。

○特約適用あり

- 当初信託金は100万円以上1万円単位とします。ただし、300万円を受託金額の上限とし、別途当行が定める基準に従い算出した金額を受託金額の上限とします。^{*}
- ※遺留分を侵害する可能性がある場合等には、受託金額等についてご相談をさせていただきます。
- 委託者は、この信託に金銭を追加することはできません。

7 信託契約の期間

- 5年以上30年以内(延長、継続はできません)
- 1年単位

8 信託財産の運用・管理の方針

- 本信託は、安全性を重視し、信託財産の安定成長を図ることを運用の方針とします。
- 信託財産は当行の固有勘定と分別管理します。
- 信託財産は、当行の銀行勘定への運用(銀行勘定貸)を中心に運用します。
- 当行は、本信託の信託財産を運用を同じくする他の信託財産と合同で運用することができるものとします。この場合、他の信託財産との損益分配は、各信託財産に係る信託の受益者ごとの予定配当額による按分比例とします。

9 信託業務の委託

- 当行は、必要と認めた場合、信託事務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。
- なお、受益者保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に該当する場合、信託事務の全部または一部を当行の利害関係人に委託することができるものとします。

10 当行等との取引

- 当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に、当行の銀行勘定、当行を受託者とする他の信託の信託財産、当行の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との間で預金取引等を行うことができるものとします。

11 受益者に関する事項

- 信託契約日から委託者に相続が発生するまでの間は、委託者兼第一受益者が受益者となります。
- 委託者に相続が発生した後は、委託者が信託契約時に申込書により指定した第二受益者が受益者となります。

○特約適用なし

- 委託者は、委託者の推定相続人(申込日において委託者の相続が開始した場合に相続人となることが予定される方)の中から第二受益者として、委託者の相続発生後にあらかじめ指定された金額の金銭を受け取る「一時金受取人」と「定時定額金受取人」を指定することができます(同じ方を「一時金受取人」と「定時定額金受取人」の両方に指定することもできます)。
- 当行は、委託者が契約時に指定した第二受益者に対し、第二受益者に指定された旨および契約内容等の通知を行います。
- 委託者は、当行所定の方法により、第二受益者を変更、追加、取消することができます(ただし、一時金受取人の変更は一時金受取人として指定された方を他の方に交替的に変更することのみでき、一時金受取人の追加のみ、または削除のみはできません)。当行は、委託者が第二受益者を変更、取消した場合、変更、取消前の第二受益者に対しその旨の通知を行いません。
- 当行は、委託者に相続が発生した後、第二受益者に対し受益権を取得した旨を通知し、当該通知を发出した日から3カ月以内に受益の承認または受益権の放棄を当行に対し意思表示する旨を催告いたします。第二受益者が信託金の交付を受ける場合には、当行に対し所定の書面による受益の意思表示が必要となります。なお、本件通知を发出した日から3カ月以内に意思表示がなされない場合には、受益を承認する旨の意思表示があったものとみなします。ただし、委託者が申込時にご指定いただいた受取方法に関わらず、一時金での受取となります。
- 委託者が、第二受益者を遺言等によって変更された場合には、当行は当行所定の方法により通知を受けるまでは、第二受益者の変更がないものとして取扱います。当該取扱いによって、既に行った本商品からの金銭の交付は有効とみなされるものとし、当行は当該商品によって委託者の相続人その他第三者に生じた損害に関しては、一切責任を負いません。

○特約適用あり

- 委託者は、当行が提携する寄附先の中から、第二受益者を指定することができます。
- 当行は、委託者が契約時に指定した第二受益者に対し、第二受益者に指定された旨および本信託の契約内容、ならびに委託者の氏名、住所、電話番号、生年月日等の個人情報を知ります。
- 委託者は、第二受益者を変更、追加、取消することはできません。
- 当行は、委託者に相続が発生した後、第二受益者に対し受益権を取得した旨を通知し、当該通知を发出した日から3カ月以内に受益の承認または受益権の放棄を当行に対し意思表示する旨を催告いたします。第二受益者が信託金の交付を受ける場合には、当行に対し所定の書面による受益の意思表示が必要となります。なお、本件通知を发出した日から3カ月以内に意思表示がなされない場合には、受益を承認する旨の意思表示があったものとみなします。

12 支払の方法・収益金の課税について

- 信託金の元本については、委託者または第二受益者よりご指定いただいた方法・金額にて金銭でお支払いします(受取指定日が銀行の休日の場合は前営業日にお支払いします)。なお、信託終了時(信託期間満了時等)においては、信託終了日の翌日以降に金銭でお支払いします。
- 信託の収益金については、本信託の「計算期日」の翌日以降(ただし、当該計算期日が本信託の約款に定める「信託分割基準日」である場合には当日)に金銭でお支払いします。なお最終支払い以外の場合は、当該収益金を信託金の元本に組み入れます。
- 信託の収益金については、20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)となります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、2.1%の復興特別所得税が付加されることにより、20.135%の源泉分離課税(所得税15.315%、住民税5%)となります。

13 予定配当率	<ul style="list-style-type: none"> ●予定配当率は信託財産の運用の状況および金融情勢等を勘案のうえ当行が決定します。 ●予定配当率は随時見直し、当行が定める方法により表示します。 ●当行は予定配当率を保証いたしません(確定利回りの商品ではないため、利益の補足は行いません)。
14 信託報酬 1 設定時報酬 2 運用報酬 3 管理報酬	<ul style="list-style-type: none"> ●信託契約時(追加信託契約時を含む)に、当初信託財産額の1.1%(税込)を委託者より設定時報酬としていただきます。 ●本信託の運用収益から予定配当額を差し引いた金額(信託元本に対して年8.0%を上限、年0.001%を下限とします)を運用報酬として、計算期日に信託財産から収受します。 ●無料
15 信託財産に関する租税その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ●信託財産に関する租税、その他の信託事務の処理等に関して必要な費用は、都度、信託財産から支払います。
16 信託財産の計算期間	<ul style="list-style-type: none"> ●本信託は、毎年3月・9月の各末日を「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該「計算期日」までの期間を計算期間とします。 ●なお、最初の計算期間は、信託設定日から最初の「計算期日」までの期間とします。
17 信託財産の運用状況等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ●信託財産の運用状況、信託財産と当行、本信託の信託業務の委託先、当行の利害関係人または他の信託財産との取引の状況については、当行担当者にご確認ください。
18 中途解約	<ul style="list-style-type: none"> ●当行がやむを得ない事情があると認めた場合を除いて、原則、中途解約(全部解約または一部解約)はできません。
19 元本の補てん	<ul style="list-style-type: none"> ●本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、信託終了時に当行が完全に元本を補てんします。ただし、当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない場合があります。
20 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ●本信託は預金保険の対象となります。
21 受益権の譲渡・質入の制限	<ul style="list-style-type: none"> ●本信託の受益権は、当行の書面による承諾がなければ譲渡または質入することはできません。当行がやむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には当行所定の書式、手続きにより行います。
22 信託終了の事由	<ul style="list-style-type: none"> ●信託期間満了となった場合。 ●当行がやむを得ない事情があると認めた場合の中途解約(全部解約) ●信託財産の交付の完了(信託財産の全部がなくなった場合) ●次の事由に該当した場合に当行から委託者および受益者へ発出される信託終了通知に記載された信託終了日を経過した場合。 <ul style="list-style-type: none"> ①委託者、受益者等本信託の関係者が反社会的勢力等に該当する事実が判明した場合 ②税制の変更、経済情勢の著しい変化、戦争、内乱、騒乱その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと当行が認めた場合

	<ul style="list-style-type: none"> ○特約適用なし ●第二受益者全員が委託者の相続発生以前に死亡した場合(第二受益者と委託者が同時に死亡した場合を含む)において、委託者が第二受益者を変更しないまま死亡した場合 ●第二受益者が受益権取得後に死亡した場合 他 ○特約適用あり ●委託者の相続発生以前に、第二受益者が信託財産に属する金銭の寄附を受ける権利を放棄した場合 他
23 受託者の公告の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●当行は法令に別段の定めがない限り、電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由等によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
24 当行の契約する指定紛争解決機関(金融ADR制度)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人信託協会 信託相談所 (一般電話から)0120-817335 (携帯電話から)03-6206-3988
25 その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ●本信託のお申込み時には、必ず詳細を約款等にてご確認ください。また、本信託には当行所定の受託審査があります。 ●本信託のお申込み後、実際に当初信託金相当額の金銭が振替された場合に信託の設定となります(お申込みのみでは信託の設定とはなりません。また、当該振替がなされなかった場合も信託の設定とはなりません)。信託設定は原則週1回となります。 ●本信託では受益権を証する為の受益権証書および受益証券の発行はありません。 ●将来、委託者の相続発生時に、遺留分の問題等により相続人間で紛争の可能性がある場合等は受託できないことがあります。また、委託者の相続の発生後に、遺留分の問題等により相続人間で紛争が生じた場合は、本信託から元本等の金銭を交付できない場合があります。 ●マル優(少額貯蓄非課税制度)は利用できません。 ●本信託は預金ではありません。 ○特約適用なし ●本信託のお申込みの際に、本信託からの元本等の金銭受取用の口座として、委託者および第二受益者名義の当行本支店の普通預金口座を指定いただきます。また信託期間中は、原則当該普通預金口座を維持していただきます。 ○特約適用あり ●本信託のお申込みの際に、本信託からの元本等の金銭受取用の口座として、委託者名義の当行本支店の普通預金口座を指定いただきます。また信託期間中は、原則当該普通預金口座を維持していただきます。 ●本信託のお申込みの際に、将来における円滑な寄附の手続きに資する目的で、当行所定の書面により、委託者の相続開始を当行に通知するための「死亡通知人」を指定いただきます。 ●死亡通知人は、原則委託者の推定相続人から指定いただきます。
26 受託者の商号・本店所在地	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社南都銀行 〒630-8677 奈良県奈良市橋本町16番地

(2022年4月1日現在)

※本概要は2022年4月1日現在の法令、税制に基づいて作成しています。今後の法令等改正により内容が変更となることがありますのでご注意ください。